

平成 30 年度 保健師活動領域調査(領域調査)結果の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、近年の少子高齢化、地域住民のニーズの多様化に対応するため、保健・医療・福祉の連携が図られているところであり、保健師等の活動領域も従来の保健分野に限らず、医療や福祉分野、加えて医療制度改革に伴い、更に広がりを見せていることから、その実態を的確に把握し、今後の保健師等活動に関する様々な施策を検討・実施するための基礎データとすることを目的として実施するものです。

なお、本調査は、一般統計として平成 21 年度より実施しています。

2 調査の時期

毎年（平成 30 年 5 月 1 日時点）

本調査は領域調査（毎年実施）と活動調査（3 年毎実施）からなり、平成 30 年度は両調査を実施していません。

3 調査対象

全都道府県、市町村自治体

4 調査項目

地方自治体における保健師の所属、職位等

【結果の概要】

○自治体別常勤保健師数

常勤保健師数の合計は 35,088 人であり、このうち都道府県の保健師は 5,081 人（全体の 14.5%）、市区町村の保健師は 30,007 人（同 85.5%）となっています。

常勤保健師数の合計は、昨年度に比べて 566 人（昨年度比 1.6%）増加しています。

表 1 自治体別常勤保健師数

（単位：人）

	平成 30 年度	平成 29 年度	対 29 年度増減数 () は増減率
都道府県	5,081 (14.5%)	5,044 (14.6%)	37 (+0.7%)
市区町村	30,007 (85.5%)	29,478 (85.4%)	529 (+1.8%)
うち保健所設置市	8,327 (23.7%)	7,777 (22.5%)	550 (+7.1%)
特別区	1,304 (3.7%)	1,282 (3.7%)	22 (+1.7%)
市町村	20,376 (58.1%)	20,419 (59.1%)	-43 (-0.2%)
合 計	35,088 (100.0%)	34,522 (100.0%)	566 (+1.6%)

※ 保健所設置市は、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市である（以下同じ）

※ 2 平成 30 年 4 月に福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市、島根県松江市が保健所設置市となっている（以下同じ）

※ 3 高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の結果は中芸広域連合として集計している（以下同じ）

○所属部門別常勤保健師数

都道府県では、本庁に854人（都道府県総数の16.8%）、保健所に3,619人（同71.2%）が所属し、市区町村では、本庁に9,885人（市区町村総数の32.9%）、保健所に3,383人（同11.3%）、市町村保健センターに11,552人（同38.5%）が所属しています。

表2 所属部門別常勤保健師数

（単位：人）

	総数	本庁	保健所	市町村保健センター	その他
都道府県	5,081 (100.0%)	854 (16.8%)	3,619 (71.2%)		608 (12.0%)
市区町村	30,007 (100.0%)	9,885 (32.9%)	3,383 (11.3%)	11,552 (38.5%)	5,187 (17.3%)
うち保健所設置市	8,327 (100.0%)	1,438 (17.3%)	2,957 (35.5%)	3,089 (37.1%)	843 (10.1%)
特別区	1,304 (100.0%)	174 (13.3%)	426 (32.7%)	625 (47.9%)	79 (6.1%)
市町村	20,376 (100.0%)	8,273 (40.6%)		7,838 (38.5%)	4,265 (20.9%)
合計	35,088 (100.0%)	10,739 (30.6%)	7,002 (20.0%)	11,552 (32.9%)	5,795 (16.5%)

（参考1） 詳細な所属部門別常勤保健師数

（単位：人）

	合計	本庁										保健所				市町村保健センター				
		小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	教育委員会等学校教育部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	保健部門	保健福祉部門	介護保険部門	その他
都道府県	5,081	854	369	109	87	71	54	18	134		12	3,619	316	3,270	33					
市区町村	30,007	9,885	4,279	1,156	2,030	21	1,219	433	334	107	306	3,383	581	2,800	2	11,552	9,353	1,920	156	123
うち保健所設置市	8,327	1,438	208	268	396	10	219	127	152	25	33	2,957	498	2,457	2	3,089	1,857	1,175	34	23
特別区	1,304	174	28	13	85	0	21	7	12	3	5	426	83	343	0	625	548	76	1	0
市町村	20,376	8,273	4,043	875	1,549	11	979	299	170	79	268					7,838	6,948	669	121	100
合計	35,088	10,739	4,648	1,265	2,117	92	1,273	451	468	107	318	7,002	897	6,070	35	11,552	9,353	1,920	156	123

	小計	その他施設等									
		教育委員会・教育庁等	市町村保健センター類似施設等	健康増進施設等	精神保健福祉センター	地域包括支援センター	福祉・介護	医療	保健師等養成所（大学を含む）	外部団体・交流・派遣等	その他
都道府県	608	51		0	145		170	43	45	101	53
市区町村	5,187		2,058	6	79	1,901	737	103	2	187	114
うち保健所設置市	843		240	0	79	124	307	13	2	37	41
特別区	79		31	0	0	2	44	0	0	1	1
市町村	4,265		1,787	6		1,775	386	90		149	72
合計	5,795	51	2,058	6	224	1,901	907	146	47	288	167

○統括的な役割を担う保健師*を配置している自治体数

統括的な役割を担う保健師の配置状況は、都道府県では 47 自治体にすべて配置され、市区町村では 922 自治体（全市区町村のうち 53.0%）において配置されています。

※ 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。（出典：「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年 4 月 19 日健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知））

※ 2 統括的な役割を担う保健師に関する調査は平成 27 年度調査より開始した。

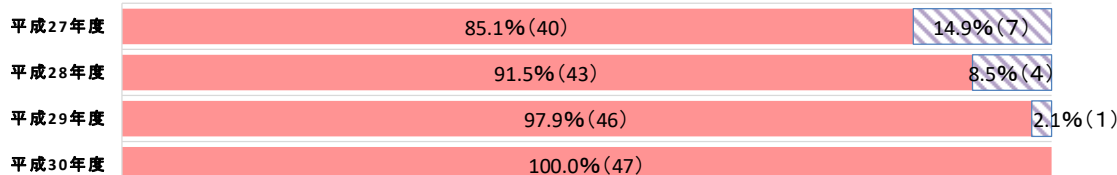
表 3 統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数

（単位：自治体）

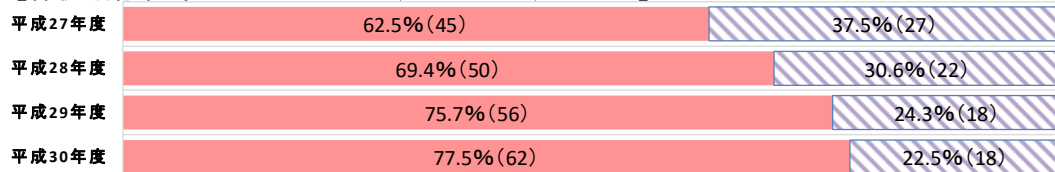
	平成 30 年度	平成 29 年度	対 29 年度増減数 () は増減率
都道府県 (n=47)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	1 (+2.2%)
市区町村 (n=1,741)	922 (53.0%)	866 (49.7%)	56 (+6.5%)
うち保健所設置市 (H29 : n=74、H30 : n=80)	62 (77.5%)	56 (75.7%)	6 (+10.7%)
特別区 (n=23)	11 (47.8%)	9 (39.1%)	2 (+22.2%)
市町村 (H29 : n=1,644、 H30 : n=1,638)	849 (51.8%)	801 (48.7%)	48 (+6.0%)

図 1 統括的な役割を担う保健師を配置している自治体の割合

【都道府県 N=47】(()内の単位:自治体)

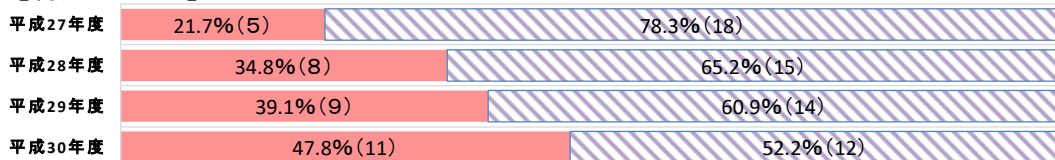


【保健所設置市 H27・H28: N=72、H29: N=74、H30=80】*(()内の単位:自治体)

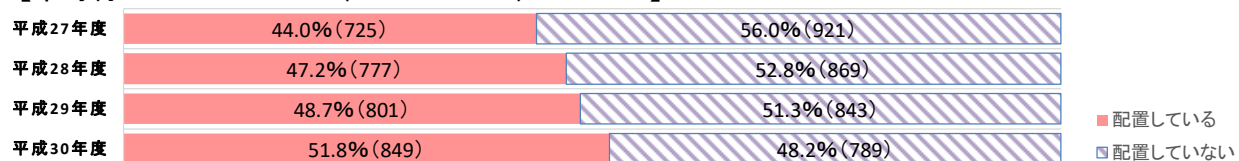


*平成30年に福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市、島根県松江市が保健所設置市となっている

【特別区 N=23】(()内の単位:自治体)



【市町村 H27・H28: N=1646、H29: N=1644、H30=1638】(()内の単位:自治体)



■ 配置している
▨ 配置していない

(参考2) 統括的な役割を担う保健師数

(単位：人)

	平成30年度 ()は表1の 保健師総数に対する割合	平成29年度 ()は表1の 保健師総数に対する割合	対29年度増減数 ()は増減率
都道府県	304(6.0%)	286(5.7%)	18(+6.3%)
市区町村	1,119(3.7%)	1,045(3.5%)	74(+7.1%)
うち保健所設置市	135(1.6%)	111(1.4%)	24(+21.6%)
特別区	13(1.0%)	11(0.9%)	2(+18.2%)
市町村	971(4.8%)	923(4.5%)	48(+5.2%)
合 計	1,423(4.1%)	1,331(3.9%)	92(+6.9%)

(参考3) 所属部門別統括的な役割を担う保健師数

(単位：人)

	合計	本庁										保健所			市町村保健センター					
		小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	教育委員会等学校教育部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	保健部門	保健福祉部門	介護保険部門	その他
都道府県	304	64	38	12	1	8	1	-	3	/	1	228	23	205	-	/	/	/	/	/
市区町村	1,119	460	272	107	34	1	22	5	1	-	18	70	31	39	-	434	353	66	6	9
うち保健所設置市	135	23	12	10	-	1	-	-	-	-	-	61	27	34	-	51	30	21	-	-
特別区	13	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	9	4	5	-	1	1	-	-	-
市町村	971	434	257	97	34	-	22	5	1	-	18	/	/	/	/	382	322	45	6	9
合 計	1,423	524	310	119	35	9	23	5	4	-	19	298	54	244	-	434	353	66	6	9

	小計	その他施設等									
		教育委員会・教育庁等	市町村保健センター類似施設等	健康増進施設等	精神保健福祉センター	地域包括支援センター	福祉・介護	医療	保健師等養成所(大学を含む)	外部団体・交流・派遣等	その他
都道府県	12	-	/	-	5	/	6	-	-	-	1
市区町村	155	/	86	-	-	53	13	1	-	2	-
うち保健所設置市	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別区	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	155	/	86	-	/	53	13	1	/	2	-
合 計	167	-	86	-	5	53	19	1	-	2	1